広島県広島西飛行場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年二月十八日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

広島県規則第二号

広島県広島西飛行場条例施行規則(平成五年広島県規則第七十八号)の一部を次のように広島県広島西飛行場条例施行規則の一部を改正する規則

改正する。

三十分」に改める。 第二条中「午前七時三十分」を「午前八時三十分」に、 「午後九時三十分」を「午後八時

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。